

令和元年七月

(第1回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和元年 7月11日 午後 2 時00分
閉 会 令和元年 7月11日 午後 2 時55分

2 出席委員等

橋本 教育長 上原 委員 安藤 委員
千 委員 小畠 委員 安岡 委員

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

前川 教育次長 山本 教育監
西村 管理部長 山口 指導部長
安達 管理部理事 大路 総務企画課長
安田 特別支援教育課長 村上 保健体育課長
森下 文化財保護課長 下村 総務企画課副課長
片又 総務企画課副課長 岡 総務企画課副主査

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 6月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 第30号議案 令和元年6月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【大路総務企画課長の報告】

- 令和元年6月府議会定例会提出見込議案（その2）のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案について説明する。
- 「令和元年度京都府一般会計補正予算（第2号）」について、令和3年4月に井手町に開校予定の新設特別支援学校の校舎新築に係る主体工事の入札を実施したところ、応札額が予定価格を超過し、事業者との調整が整わなかった。再度の入札に向け、直近の経済情勢に伴う労務単価及び資材単価の高騰等を反映させるに当たり、計上されている予算額に不足が生じることから、来年度の建設費も含めた債務負担行為額を増額補正するものである。

【質疑応答】

- 上原委員
増額は仕方がないと思う。消費税増税も影響しているのか。
- 大路総務企画課長
もともと消費税増税を織り込んでいたが、オリンピック・パラリンピック特需の建設資材の高騰と、労務単価の上昇を織り込んで増額補正するものである。
- 橋本教育長
これについては、また一般競争入札をして、9月議会の冒頭にはおそらくもう間に合わないので、追加で提案をし、そこで議決をいただけたら、令和3年2月までにはなんとか完成し、1ヶ月を残してぎりぎり開校できる見込みである。

イ 令和元年度全国中学校体育大会の京都府開催競技について

【村上保健体育課長の報告】

- 全国中学校体育大会は、全国8ブロックの持ち回り開催としており、今年度は近畿ブロックにおいて、8月17日から25日まで開催することとなっている。夏開催の全16競技のうち、京都府では、ソフトテニス、水泳競技、体操競技の3種目を開催する。
ソフトテニスは、8月20日から22日まで宇治市の太陽が丘、城陽市の鴻ノ巣山運動公園において、水泳競技は、8月17日から19日まで京都市の京都アクリーナで、体操競技は、8月22日から24日まで向日市の向日市体育館で、それぞれ開催される予定である。

現在、大会開催に向けて、京都府実行委員会を立ち上げ、準備に当たっており、出場校は7月25日からの府大会や近畿大会を経て決定される。

ウ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

【安田特別支援教育課長の報告】

- 府立特別支援学校2校で7月1日付けで学校運営協議会を設置したので、報告する。
- 宇治支援学校においては、7月5日に第1回運営協議会を開催した。
運営協議会は、地元の自治連合会会長2名、地域福祉支援センター長、社会福祉協議会事務局次長、地元小学校長、特別支援教育を専門とする大学教授、PTA会長、校長の8名で構成している。
宇治支援学校はこれまでから、児童生徒が地域に出向いて活動を行ったり、地域の方に学校へ来ていただいたりして、児童生徒が地域の方から学ぶなどの取組を行っているところである。

当日の協議会で委員の方から出された意見は、「地元の公民館まつりで児童生徒の作品の展示や野菜を販売してはどうか。」、「地域に出て行く授業、地域の方に来ていただく授業をさらに進めてほしい。」、「施設開放について、小学校では学校開放委員会があって、自治会も学校開放委員会に入っている。学校開放委員会のような組織があれば、学校の負担なく開放ができるのではないか。」といった地域と学校とがこれまで以上に連携を進める方向のものであった。

今年度は、あと2回運営協議会を開催する予定である。

- また、聾学校については、第1回運営協議会を8月下旬に開催する予定であり、運営協議会は聴覚障害教育専門の大学教授、耳鼻科医、聴覚障害団体役員、障害者雇用関係者、聴覚障害児の保護者、地元の小学校長で構成する予定である。

【質疑応答】

- 小畠委員

コミュニティ・スクールは、いい仕組みだと思う。

京都府では全ての公立学校にコミュニティ・スクールを導入する予定なのか。あるいは、それぞれの学校が判断するものなのか。

- 安田特別支援教育課長

小中学校については、市町の各教育委員会で進められており、まだ全ての学校で導入している状況ではないが、府立学校よりは取組が進んでいる。高等学校については、今年度北稟高校が導入したところである。支援学校については、全校で導入するのはなかなか難しく、できるところから導入していきたいと思う。

○ 小畠委員

スケジュールを定めた導入計画があるのか。それとも一つ一つ地域との関係が煮詰まったところから作っていこうというものなのか。

○ 橋本教育長

法令上、運営協議会は、設置の努力義務までで、必置ではない。その中で、例えば京都市などは、小中学校で積極的にコミュニティ・スクールを進めている。数年前までは、府県立の高校や支援学校では全く進んでいなかつたが、和歌山、大阪、奈良など一部の府県で、ここ2・3年に急速に設置するところが増えた。そういう中で、京都府も導入してみようということでようやく第1号、そして第2、第3号まで設置できた。

ただ、やはり地域の事情というのはいろいろあり、参画いただく方の問題は大きいが、そういう条件が整えば是非やって欲しい。

そういうこともあるので、何年までにどれだけという計画は立てていない。

小中学校もなるべく設置してほしいと思っており、府としては設置が望ましいという方向で市町村には指導している。

エ 京都府文化財保存活用大綱の策定について

【森下文化財保護課長の報告】

○ 京都府文化財保存活用大綱の策定について報告する。

本年4月に施行された改正文化財保護法は、文化財の保存と活用に関して、これまでどちらかというと「保存」に比重をおいていたものを、「保存」と「活用」を車の両輪としてバランスよく推進するという内容になっている。

これにより、府県は管内の文化財の保存と活用に関する総合的な施策を示した「大綱」を定めることができ、市町村は「文化財の保存・活用に関する地域計画」を策定することができることとされた。

定めなければならないとはなっていないが、市町村の地域計画は府県の大綱を勘案して作成することとされており、府内の市町では地域計画の早期作成を目指すところが複数ある。

さらに府でも知事部局の観光や文化の部局では、それぞれが策定した「観光総合戦略」や「文化力による未来づくり基本計画」で文化財の活用促進が示されていることから、早期に「大綱」を作成し、本府の文化財の方向性を示すことが求められている。

大綱策定については、文化庁の補助事業で行うこととしており、この7月1日に採択され、これから本格的に進めていく。

「大綱」の記載内容は本年3月に文化庁から示された「指針」も参考に、「府内文化財の保存活用に関する基本的な方針」、「府内文化財の保存活用を図るために講ずる措置」、「管内の市町村への支援の方針」、「防災・災害時の対応」、「文化財の保存活用の推進体制」としている。

これらを記述するに当たり、府内広範囲に所在する多くの文化財に関して、現状と課題をしっかりと把握し、これを踏まえたものとなるよう努めたい。

また、策定に当たっては、文化財の専門家をはじめ、文化財所有者や自治体関係者、さらに都市計画や地域振興の分野等の方々から幅広く、意見を聞くとともに、指針には示されている。

文化財専門家としての府文化財保護審議会の委員をはじめ、文化財所有者、地域振興、商工観光、観光政策、文化財活用といった分野の方々を委員とする専門家会議を設け、委員からの意見を聞きながら進めることとしている。

府内の文化、観光、都市計画、防災、さらに教育などの関係部局にも協力を依頼し、各方面からの意見も聞いていく予定である。

策定のスケジュールは、文化庁の補助事業の採択を受ける前から、府内の市町村担当者や所有者の方々に今年度の大綱策定に関して説明する場を設けると共に、現在それが抱えている課題など情報収集を目的としたアンケート調査を行い、今後本格的に作成を進める予定である。

7月以降は、3～4回の専門家会議開催のほか、情報収集のための会議やシンポ等を行い、12月頃を目途に最終案をまとめ、来年早々には、本教育委員会で議決されるよう取り組んでいきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 上原委員

予算が370万円とあるが、これは京都府単費の予算なのか。

○ 森下文化財保護課長

文化庁の補助事業であり、370万円は国からの補助金である。

○ 上原委員

もう少し欲しいという感じはする。

今年が第1回目で、これからはもっと充実して発展させていくという考え方か。

○ 森下文化財保護課長

今年度にまず大綱を策定し、その後また必要に応じてそれを改定していくと思うが、一応今年度に形にしてしまいたいと考えている。

○ 上原委員

大綱を作るということは、当然、来年度以降はその大綱の中身をどう実現していくかというプロセスに入っていくと思うが、そういう理解でいいか。

○ 森下文化財保護課長

大綱ということなので基本的な方向性を示すことになる。その中で私どもが目指す方向性を記述した内容については、来年度以降、目標に向かって様々な形で取組を進めていくことになる。

○ 上原委員

大綱を作成して、それを実現に向けていくとなると、この予算では足りず、とても実現に向かっていかないと思うので、文化庁に対してしっかりと働きかけていただきたい。

○ 橋本教育長

すでに文化庁が、活用型の事業を設けている。府として大綱を示し、市町村が計画を作り、その中身を実現する際に、そういう事業を活用したら実施の促

進になると思う。

○ 安岡委員

47都道府県で大綱を作るということは、国が47都道府県に任せることなので、京都においては独自の何かユニークな活用方法とか、それぞれの地域性を生かしたものを作るというところがメインになってくると思う。

○ 森下文化財保護課長

京都府内には文化財がかなり密集して存在しており、京都市やそれ以外の周辺部では京都平安京の影響を受けた価値の高い文化財もある。さらに、丹後、南山城の方は、少子高齢化がかなり進んでおり、その中で様々な文化財が色々な危機に瀕している。そういう現状についても、きちんと把握する中で、今後の方向性について記述していきたいと考えている。

○ 小畠委員

保存だけでなく、活用を図るという両輪でいくのは非常にいいと思う。

その活用というとき、例えば、観光資源に使える、教育資源に使えるとか、あるいは地域の文化を知ることが一つのグローバルなコミュニケーションのバックグラウンドになる気もする。

それから、最近、こういう文化財をつくるための伝統技術とか伝統産業というのが衰退しつつある。京都はこういうもので大きくなってきたが、そのベースが非常に脆弱になった気もする。

産業政策にも係ると思うが、そのようなことも含めて考えていくのか。

○ 森下文化財保護課長

活用という部分については、すぐに観光的な分野に目が行きがちだが、基本的には、文化財の保存を将来に渡り継続していくところである。

今まで普及啓発という言葉で表現していた、文化財の価値などを文化財の周辺の方々に徐々に広げていくことも大事な活用の一つだと考えている。

今後の活用の方向性についても、この中でしっかりと描いていきたい。

また、文化財を支える修理などでは、技術自体が選定保存技術という形で文化財に認定されているものもあるので、そういうものについても、今後、どのように保存活用していくのか記述したいと考えている。

(4) 議決事項

ア 第31号議案 府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

【安達管理部理事の報告】

○ 府立学校における教職員の働き方改革の実現に向け、文部科学省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、府立学校の教育職員に係る方針を定めるものである。

○ 「勤務時間の上限の目安時間」については、文部科学省ガイドラインと同じものとして、原則、超過勤務は1か月45時間以内、1年間360時間以内とし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、特例として、超過勤務は1か月100時間未満、1年間720時間以内とする。

なお、教員の時間外勤務については、命じないことが原則とされ、命じ得る

業務は非常災害時等の緊急業務などいわゆる「超勤4項目」に限定されているので、法律上の厳密な意味での労働時間とは異なるが、在校時間に校外での勤務時間を合わせた「在校等時間」を本方針の「勤務時間」とする。

- 「取組方針」については、上限時間目標として、平成30年3月策定の「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組を着実に実行するとともに、府立学校「働き方改革」実行プロジェクトチームを設置して重点業務削減対策を検討し、可能なものから実行するなど、更なる取組を進めていきたい。
- 現在の勤務実態を踏まえ、「段階的目標」を設定して取組を進めたい。
全体を3段階に分け、Ⅰ期は、過労死ラインである「1か月80時間以内」を100%とすることなどを目標とし、働き方のルールとして、まずは実行計画に基づく取組の徹底から入りたい。
そして、Ⅱ期、Ⅲ期と取組を進め、全体として5年程度で目標達成を目指すべく設定している。5年後には、新学習指導要領により学んできた小学生が高校入学を迎える時期でもあり、新しい指導スタイルで教育が行える学校指導体制を整えることを目指して取り組んでいきたい。

【質疑応答】

- 上原委員
特例の児童生徒に係る臨時的な特別な事情とは具体的には何か。
- 安達管理部理事
臨時的な特別な事情とは、通常予見することが出来ない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に、所定の勤務期間外に勤務せざるを得ない場合とする。
具体的には、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている又は生じる恐れがある場合、などが想定される。
そのほか、具体的な事案の内容に応じて判断することとなるが、非常災害の場合や上記以外で他律性の高い業務、これについては、業務量、業務の実施時期その他の業務に関する事項を自ら決定することが困難で、学校として対応せざるを得ない責務を有する業務が生じた場合が想定される。
- 上原委員
超勤4項目との違いは何か。
- 安達管理部理事
超勤4項目では、例えば、生徒の実習、職員会議や非常災害の場合の他、生徒の命に関わるような、緊急の対応が必要なケースや、事故が起きて救急病院に行く必要があるケース等を想定している。本方針の「臨時的な特別な事情」はもう少し広い意味である。
- 上原委員
管理職が教員に家庭訪問をしなさいと命じるのが難しい場合もあると思う。
その場合は自主的に判断して行くという理解でいいのか。
- 安達管理部理事
厳密に言うと、超勤4項目に該当する項目であれば、校長が命じて勤務時間外に業務に従事させることが可能である。また、必ずしも明確でない場合も、対象によっては自主的・自発的勤務という考え方の下に従事いただくことも可

能である。

本方針では、出来るだけ限定的に解釈すべきものと思っているが、例えば、部活動で勝ち進み、全国大会に引率して行かなければならないとき、「連日の練習等で既に時間外勤務が45時間を超えそうだから引率しない。」となれば、生徒の発表の機会を奪うという事態にもなる。その場合は学校としてはしっかり対応しないといけない。こういうケースも場合によればあると思う。

○ 上原委員

先日、高知県で行われた都道府県教育委員会連合会を行ったが、一つの大きなテーマが働き方改革だった。その中で超勤4項目と本来の時間外勤務との関係等のいろんな議論が出た。

先生たちは真面目で、どちらかというと自分の意思で残ったり、家庭訪問が必要だと思って行ったり、学校の勤務が終わった帰りに生徒指導的なことをやってたりすることが多いと思う。それを管理職がどこまで把握しているのか。民間の場合は、残業をすると上司の許可や承認など多少なりとも何かの手続きはある。その辺りが、教員の場合ははっきりしていないので、もう少し管理職が管理しないと多分時間外は減っていかないのではないかと思う。

○ 千委員

勤務時間の上限の目安時間とあるが、原則に「目安」というのを使うのはいいのか。

○ 安達管理部理事

文科省から公式の説明はないが、文科省が策定したガイドラインが上限の目安時間という表現である。

労働時間は使用者の指揮命令下にあるものと捉えているが、教員の場合、時間外勤務は原則命じないという体制のもとに、先生方が自発的に勤務されている。そのため厳密には労働基準法上の労働時間ではないという言い方をしている。

民間企業などは、上限という表現をしていて、客観的に把握するが、先生方の場合は、自己申告が入ってくるので、文科省でも目安時間という言葉を使ったものと思っている。

同じ対応を考えているので、曖昧であるが目安時間としている。

○ 千委員

曖昧というより、原則に「目安」という表現は違和感がある。

○ 小畠委員

教育委員会から具体的に実現が可能になるような施策をかなり明確に打ち出していかないと、キャップだけはめられた現場は疲弊すると思う。

そこで、一つは価値観を変えていくこと。長時間残業を良しとする、あるいはそれを評価するような価値観を完璧に払拭していかないといけないし、仕事と趣味とか、一人一人がメリハリをつけるようにしていかないといけない。私は「組織の中の個の確立」と言っているが、みんなが残業したら怖くないし、みんなが定時で帰ったら怖くないということで、価値観を変えるためにはノーリミットなどをやればよいと思うが、最終的に忙しさは人によって違うので、忙しい日はとことんやる、そうじやない日はすぐに帰るなど、こういったメリハリと個の確立が大事である。そういう価値観とか風土というものを作ることを一生懸命やっていかないといけないと思う。特に校長などのマネジメントす

る人がそういうことを学校の中でも言い続けていくようにしなければいけないと思う。

もう一つは、そういう価値観だけではなく、実態的な対策が必要である。例えば、定時で電話応答を終了するなど思い切ってやればいいと思うし、クラブ活動の指導を、先生だけではなく地域の力も大いに借りていくことなど、それらを一つ一つ進めていくことが実態的な施策である。

価値観と実態的な施策を明確に打ち出して、教育委員会も現場も含めてみんなで進めていく中で、この目標を達成していくという言い方をしないと、現場が疲弊するし実現出来ない。そこが非常に大事だと思うので、さらに具体的に詰めていく必要があると思う

○ 橋本教育長

取組方針にも記載されているが、校長会にも参画いただいている府立学校「働き方改革」実行プロジェクトチームがある。これは、一緒になって考えて実効性のあるものにしていくという趣旨のものである。

実は、この方針を伝えるのに、管理部長や指導部長がブロック別の校長会に足を運んだのだが、校長先生方は頭では理解されているが、私学に負けるのではないかとか、京都の高校教育の質が低下するのではないかなど、とても心配されていた。これが恐らく、他職種と違う教員の文化なのかなと思い、その辺りも何回もやりとりをしていって、だんだんと一緒の方向を向いてきたと思う。

意識を変えていくことは本当に大きな意味を持つと思うので、プロジェクトチームの中で、確実に成果に繋がるものをお互いに意識を合わせて進められるようにしたいと思う。

〔原案どおり可決〕

イ 第32号議案 府立学校教職員の懲戒処分について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

